



伊奈商工情報

第171号 平成25年4月10日
伊奈町商工会
〒362-0806
北足立郡伊奈町小室 9454-1
TEL722-3751 FAX721-3366
http://homepage3.nifty.com/inamachi/

バラまつり開催します

町観光協会では、町制施行記念公園内のバラ園にてバラまつりを開催いたします。県内最大を誇る約300種4500株の華麗なバラの競演をぜひご鑑賞ください。

開催期間中には地元商店会による販売等がおこなわれます。

【開催期間】

5月11日(土)～
午前9時～午後6時

【会場】

伊奈町施行記念公園
伊奈町小針内宿732-1

【イベント日】

- 5月12日(日)
 - ・安来節 男踊り
- 5月18日(土)
 - ・備前太鼓演奏
- 5月19日(日)
 - ・ジャズ演奏、バトン・ポンポンの演奏、綾瀬太鼓演奏
- 5月25日(土)
 - ・アメリカンフラワー作成体験、指笛・ギター演奏ほか
- 5月26日(日)
 - ・アメリカンフラワー作成体験、竹とんぼ教室、小針中吹奏楽部によるミニコンサート、よさこいソーラン演舞、パークトレン
- 6月1日(土)
 - ・カスタムカー展示、伊奈学園吹奏楽部による演奏、キッズダンス
- 6月2日(日)
 - ・フリーマーケット、よさこいソーラン演舞

※イベントは天候などにより中止または変更になる場合があります。

●詳しくは伊奈町観光協会(048-724-1055)までお問い合わせ下さい。

～Buy伊奈～

バラまつりに出品しませんか！！

町観光協会主催によるバラまつりが上記の日程で開催されます。伊奈町商工会では、この期間中会場に2テントを張って出店し、そこで町内の3商店会が出品する他、会員さんが自社(店)製造小売りしている商品を販売することになっています。販売は、アルバイトで対応することになっていますので、出品を希望する会員さんは、4月25日までに事務局までお申し出ください。

※熱を加えるなど手を加える商品は、対象外とします。

お問い合わせは伊奈町商工会事務局まで

(Tel 722-3751)



▲ 昨年の様子

第40回通常総代会日程決まる！！

伊奈町商工会第40回通常総代会は、下記の日程で開催されます。各地区の総代さんにはご出席をお願いします。万一欠席される場合は、同地区の会員さんに代理出席をお願いするか、委任状の提出をお願いします。案内状は、後日郵送します。

開催日・5月10日(金)午後3時
場所・伊奈町商工会館会議室

県制度融資の主な変更内容について

伊奈町商工会では、事業に必要な様々な資金について、融資の相談、斡旋を行っております。

埼玉県制度融資についても様々な種類がございますが、平成25年度の主な変更点について掲載いたします。

●「借換資金」の再借換えが可能になります。

「借換資金」「緊急借換資金」の再借換えを1度に限り認められます。但し、借換資金利用後の毎月の元金返済額が借換前の元金返済額に比べ軽減される場合に限りです。また、「小規模事業資金」の「借換制度」についても再利用が認められます。

●「事業資金(短期貸付)」の融資期間が延長されます。

現在、「事業資金(短期貸付)」の融資期間は6ヶ月以内でしたが、1年以内に延長されます。

●「エネルギー対策強化融資」が創設されました。

この資金の特徴

・省エネ設備等の導入を図ろうとする方向への低利な資金

次のような方にオススメです

- ・老朽化した設備を更新して、電気料金等を削減したい
- ・工事や事務所などの照明をLED照明に買い替えたい
- ・太陽光パネルを設置して、自社で利用する電気の一部を賄いたい
- ・蓄電システムを導入し、ピーク時の電気使用量を抑制したい

融資条件

	設備資金	運転資金
限度額	2億円	5,000万円
	設備・運転併用の場合は、併せて2億円	
利率	年1.3%以内(固定金利)	
期間・償還方法	1年超10年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	1年超7年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還
担保	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人	個人：原則として不要 法人：代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する (保証率 年0.45%～1.64%以内)	

詳しくは伊奈町商工会まで

TEL 722-3751 (担当：大塚・鈴木)

ご利用下さい「お買い物券」

取扱店募集中

町内のお店86店舗で利用できるお買い物券です。

☆お祝いやご贈答に

☆イベントなどの景品に

是非ご利用下さい。

伊奈町商工会で販売しています。

※また、只今「取扱店」を募集しています。お申込は、事務局まで。



企業PR用広告看板掲載企業を募集！！

ニューシャトル羽貫駅構内に企業のPR用看板を設置しています。A-4サイズ横置きで、募集枠は5枠です。一ヶ月単位で広告掲載いたします

(掲載料一ヶ月1,000円)。更新はOKです。

掲載ご希望の事業所は、月末までに原稿をお持ちになり商工会にお申し込みください。



▲羽貫駅広告看板

～「経営革新計画」承認制度のご案内～

中小企業の方が、新製品の開発、新サービスの提供や、従来の生産方法をより効率的なものに転換したり、サービスの提供方法を新たなものにしたりとなど自社にとって新たな取り組みを行い、経営の向上に取り組むビジネスプラン（経営革新計画）を作成して、県から中小企業新事業活動促進法の承認を受けると、低利融資や債務保証の拡充など幅広い支援措置を講じようとするものです。経営革新にチャレンジし、支援措置をうまく利用して企業の更なる飛躍の道を見つけましょう。

商工会では、経営革新に取り組む中小企業者に対し専門家を派遣し計画作り等のアドバイスをいたします。

詳しくは、伊奈町商工会事務局まで（TEL722-3751 担当：大塚・鈴木）



ご利用下さい！！

商工会の『コンピュータによる経理サポートサービス』

「帳簿をきちんとやりたいが時間のない方」「決算時に帳簿整理であわててしまう方」当会のコンピュータによる経理サポートサービスをお勧めします。所定の用紙に毎日の取引をご記入のうえ、一ヶ月毎にまとめて商工会にお持ちいただければコンピュータで分析して経営データを作成します。税務申告の資料として活用できますし、金融機関からの融資を受ける際にも役に立ちます。

※月額5,000円の費用負担でご利用いただけるこの経理サポートサービスをご活用下さい。

お問い合わせ

商工会事務局まで TEL 722-3751



「Buy伊奈」推進中

伊奈町商工会では、商工業をはじめあらゆる業種で地元購買と町内企業間同志での受発注取引の拡大を目指し只今推進しています。会員の皆様のご協力をよろしくお祈いします。



少額の掛け金からはじめられる

商工会員のための共済制度のご案内

月額一口3,000円。「貯蓄共済」・「医療共済」・「ガン共済」商工会員のための共済を揃えました。会員のニーズに合わせてお選び下さい。

商工貯蓄共済

月額一口3,000円で「保障・貯蓄・低利な融資」を目的とした商工会員のための共済です。

商工医療共済

災害（事故）・病気による死亡、障害の保障に加えて、災害（事故）・病気の入院、災害（事故）・病気の手術の医療保障を目的とした商工会員のための共済です。

商工ガン共済

ガンによる入院、手術、先進医療等の高額治療費の負担軽減を目的とした商工会員のための商工ガン共済です。

●お問い合わせは、伊奈町商工会（担当：鈴木）までお願いいたします。

☆労働保険の事務を委託しませんか☆

当会では労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて事業主が行なうべき雇用保険の資格取得・喪失の手続き、労働保険料の申告納付手続、労災保険の特別加入申請等の労働保険事務委託処理を代行します。

メリットは、

- ・事務処理の負担を軽減
- ・労働保険料が年3回に分納が可能
- ・労災保険の特別加入ができる。中小事業主及び家族従事者が労働者と同様に労災保険の適用が受けられる。

是非ご利用下さい。

詳しくは伊奈町商工会まで TEL 048-722-3751

平成25年度雇用保険料率 平成24年度と変更ありません

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの雇用保険料率は次のとおりです。

(平成25年度 雇用保険料率表)

	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の 事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

※詳しくは、厚生労働省・埼玉労働局・公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせ下さい。

労働保険の年度更新手続並びに一般拠出金の申告・納付について (平成25年6月3日～7月10日)

労働保険（労災保険・雇用保険）の平成24年度確定保険料と平成25年度概算保険料及び石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付手続を行っていただく時期となりました。

申告書・納付書は、5月末に発送いたしますので、同封のパンフレット（申告書等の記入方法）などの説明に従って作成し、7月10日までに提出して下さい。

詳しくは、埼玉労働局労働保険徴収課または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

埼玉労働局労働保険徴収課

TEL 048-600-6203 FAX 048-600-6223